

ぐんまのやよいひめ×Toshi Yoroizuka パティシエ鏝塚俊彦氏 やよいひめ生産者訪問&新作スイーツの紹介

○ぐんまのやよいひめ×Toshi Yoroizuka コラボレーション企画

今年1月に開催された県のいちご品評会において金賞を受賞した生産者を対象に、パティシエの鏝塚俊彦氏と新作スイーツのコラボレーションを県が企画しました。今回、村内いちご生産者の南明法さん(ストロベリーみなみ)が、同品評会で知事賞を受賞し、都内の店舗でやよいひめを使用したスイーツが販売されることとなりました。

また2月16日(木)には、鏝塚氏が南さんのもとを訪れ、いちごの生産現場を見学し、いちご作りとスイーツ作りのお互いのこだわりについて意見を交わしました。



○コラボレーション新作スイーツの紹介

■メニュー名：やよいひめのパフェ

■提供先店舗：Toshi Yoroizuka Mid Town
(東京都港区赤坂9-7-2 東京ミッドタウン・イースト1F)
Toshi Yoroizuka TOKYO
(東京都中央区京橋2-2-1 京橋エドグラン1F)

■提供期間：3月15日(水)～31日(金)

※商品の詳細については、各提供先店舗へご確認ください。



住民生活課からのお知らせです

ファミリー・サポート・センター会員を大募集しています

ファミリー・サポート・センターとは、「子育ての手助けがほしい人(おねがい会員)」と「子育ての手伝いをしたい人(まかせて会員)」が会員となって、一時的なお子さんのお世話を有料で行うシステムです。保護者が外出する際のお子さんのお預かりや保育園の送迎などを行います。しぶかわファミリー・サポート・センターは、渋川市、吉岡町、榛東村の委託を受けてNPO法人シーヤクラブが運営しています。※入会金・会費はありません。

○会員の種類

- ・おねがい会員 おおむね生後3ヵ月から15歳までのお子さんの保護者
- ・まかせて会員 20歳以上で心身共に健康で子育てに意欲があり、ご自宅でお子さんをお預かりすることができる方
- ・どっちも会員 おねがい会員で、子どもがいても援助活動ができる方

○利用方法

- ①事前にしぶかわファミリー・サポート・センターで会員登録をしてください。受付はセンターにて月曜～金曜の9時から17時まで行っています。登録用紙の記入と写真撮影をします。印鑑をお持ちください。(登録用紙は榛東村役場住民生活課にも置いてあります。)
- ②おねがい会員はお子さんの援助が必要となりましたら、しぶかわファミリー・サポート・センターに連絡してください。まかせて会員と事前打合せをします。(4月より打合せ料として200円がかかります。)
- ③援助活動が終了しましたら利用料金をお支払いください。

○利用料金

・病気等ではないお子さんの場合(1時間あたり)

利用時間	平日	土日・祝日
午前7時～午後7時	700円	800円
上記以外の時間	800円	900円

※年末年始12月29日～1月3日は、土・日・祝祭日扱いとします。

※別途、ガソリン代、食事代等がかかる場合があります。

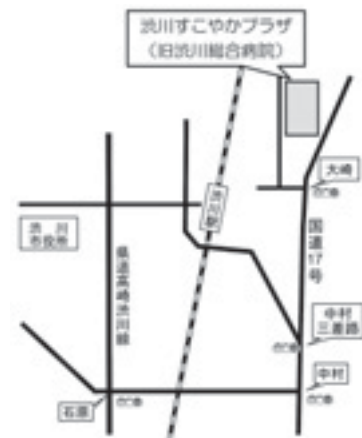
※お泊まり保育、病児・病後児保育も行っております。料金等をご確認ください。

▶お問い合わせは、しぶかわファミリー・サポート・センター

(渋川市渋川1338-4 渋川すこやかプラザ内 ☎0279-22-5200)へ

※4月よりファミリー・サポート・センターが図の場所に移転します。

会員受付は3月21日より新事務所にて行います。



「臨時福祉給付金(経済対策分)」のご案内

●制度の概要

消費税率の引き上げによる影響を緩和するため、低所得者に対して、制度的な対応を行うまでの間の暫定的・臨時的な措置として、臨時福祉給付金を給付します。

この給付金は、平成26年度、平成27年度、平成28年度とそれぞれ実施してきましたが、消費税率引上げ(8%→10%)が2年半延期されたことを踏まえ、経済対策の一環として、社会全体の所得の底上げに寄与するため平成29年4月から平成31年9月までの2年半分を一括して支給するものです。

●支給対象者

支給対象者は平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者です。なお、平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者は、以下の両方に該当する方です。

- (1)平成28年1月1日において、榛東村の住民基本台帳に登録されている方
- (2)平成28年度分の住民税(均等割)が課税されていない方

ただし、以下の方は対象外となります。

- (1)平成28年度の住民税(均等割)が課税されている方に扶養されている場合
- (2)生活保護制度の対象となっている被保護者の場合
- (3)中国残留邦人等に対する支援給付の受給者である場合
- (4)国立ハンセン病療養所等入所者家族生活援助費の受給者である場合
- (5)ハンセン病療養所非入所者給与金(加算援護分)の受給者である場合

※臨時福祉給付金は、平成28年1月1日時点にお住まいの市区町村での支給となり、申請期間などは市区町村によって異なります。平成28年1月2日以降に榛東村へ転入された方は、1月1日現在で住民登録されていた市区町村へ問い合わせるか、厚生労働省特設サイト(<http://www.2kyufu.jp>)で申請期間の確認ができます。

●支給額

対象者1人につき15,000円

●申請手続き

- (1)申請書の到着

支給対象と思われる方へ3月下旬に「臨時福祉給付金(経済対策分)申請書」を送付します。

- (2)申請書の発送

支給対象者の場合は、申請書に必要事項を記入し、添付書類と一緒に同封の返信用封筒(6月30日消印有効)で返送してください。役場へ直接申請する場合は、住民生活課へお越しください。

- (3)申請期間

3月30日(木)～6月30日(金)

●提出書類

- (1)臨時福祉給付金(経済対策分)申請書

- (2)添付書類

- ① 本人確認書類(代理申請・受給を希望される場合は、代理人の本人確認書類も必要です。)
 - ア 運転免許証、健康保険証、各種年金手帳、介護保険被保険者証、旅券等のいずれかの写し。
 - イ 外国籍の人は、在留カード、特別永住者証明書等のいずれかの写し。

- ② 指定した口座が確認できる書類(前回の臨時福祉給付金と同じ口座振込先を選択した場合は省略できます。)

- ア 金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)がわかる通帳やキャッシュカード等の写し。
- イ 扶養者の非課税証明書
- ウ 扶養者の住民票所在地が別の市区町村にある方…扶養者の非課税証明書

(右ページ続き)

●支給方法

支給決定後は申請書に記載された金融機関の振込先口座へ給付金が振り込み、支給決定通知書を申請者へ送付します。

申請書提出月と支給予定月

申請書提出月	平成29年4月	平成29年5月	平成29年6月
支給予定月	平成29年5月下旬	平成29年6月下旬	平成29年7月下旬

●その他

お問い合わせ先

- ▶国ホームページ <http://www.2kyufu.jp> ※検索→「厚生労働省 確認じゃ！」
- ▶国特設コールセンター(☎0570-037-192)
受付時間…午前9時～午後6時まで(平日のみ)
- ▶住民生活課 臨時福祉給付金係(☎54-2211 内線183、134)
受付時間…午前8時30分～午後5時15分(平日のみ)



「臨時福祉給付金」の"振り込め詐欺"や"個人情報の詐取"にご注意ください。

税務課からのお知らせです

平成29年度軽自動車税に係る「グリーン化特例」が延長されます

平成28年度から、低排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい軽自動車(三輪及び四輪以上)に対して、税率を軽減する『グリーン化特例』(軽課)が導入されています。

当初、平成28年度軽自動車税のみの適用となっていました。平成29年度税制改正により、1年延長されることとなりました。

対象は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までに新規検査を受け、排出ガス基準と燃費基準を達成した車両に係る、平成29年度軽自動車税のみです。(新規検査をした年月は、車検証の「初度検査年月」欄に記載されておりますので、そちらをご確認ください。)

なお、平成28年度軽自動車税において『グリーン化特例』を受けていた車両については、対象から外れ、本来の税率に戻ります。

課税区分	平成29年度軽自動車税(年額)							
	平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規検査(平成28年度に『グリーン化特例』適用)	平成28年4月1日以降に新規検査					その他	
		電気自動車 天然ガス自動車	ガソリン車・ハイブリッド車 ※1					
		基準1 ※2	基準2 ※3	基準3 ※4	基準4 ※5			
三輪車	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	2,000円	3,000円	3,900円	
四輪乗用	営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円	—	—	6,900円
	自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円	—	—	10,800円
四輪貨物	営業用	3,800円	1,000円	—	—	1,900円	2,900円	3,800円
	自家用	5,000円	1,300円	—	—	2,500円	3,800円	5,000円

※1 ガソリン車・ハイブリッド車は、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)に限る。

※2 平成32年度燃費基準+20%達成の乗用車

※3 平成32年度燃費基準達成の乗用車

※4 平成27年度燃費基準+35%達成の貨物車

※5 平成27年度燃費基準+15%達成の貨物車

なお、上記の表は『グリーン化特例』に係る課税区分のみ記載しております。

▶お問い合わせは、税務課 軽自動車税担当(☎54-2211 内線164)へ

狂犬病予防注射

犬の登録と狂犬病予防注射は飼い主の義務です

犬の登録と狂犬病予防注射は、法律により飼い主に義務づけられています。村では、次のとおり村内各地で予防注射を実施しますので、必ず受けさせてください。

○平成29年度の狂犬病予防注射実施予定表

■実施場所および時間

月日	場所	時間
5月19日(金)	7区コミセン	9:00 ~ 9:20
	3区コミセン	9:30 ~ 9:50
	1区コミセン	10:00 ~ 10:20
	5区コミセン	10:30 ~ 10:45
	中央公民館東駐車場	10:55 ~ 11:20
	10区コミセン	11:30 ~ 11:45
	北原ふれあい農園	11:55 ~ 12:10
5月20日(土)	12区コミセン	9:00 ~ 9:15
	9区コミセン	9:30 ~ 9:45
	南部コミセン	10:00 ~ 10:30
	下の前集会所	10:45 ~ 11:00
	17区コミセン	11:15 ~ 11:30
6月3日(土)	13区コミセン	11:45 ~ 12:00
	3区コミセン	9:00 ~ 9:15
	中央公民館東駐車場	9:30 ~ 9:45
	北原ふれあい農園	10:00 ~ 10:15
	南部コミセン	10:30 ~ 10:50
	17区コミセン	11:05 ~ 11:20

■料 金

	登録済の犬	未登録の犬
新規登録料	—	3,000円
注射料金	3,400円	3,400円
合 計	3,400円	6,400円

犬の糞に対する苦情が増えています

犬の糞や尿には、寄生虫の卵や細菌などが含まれていることがあります。糞の始末は飼い主が責任を持って行ってください。

○狂犬病予防注射と犬の飼育に関する注意事項

- ①すでに登録されている犬の飼い主の方には4月下旬までにハガキを発送しますので、注射の際に必ずご持参ください。5月の注射は混雑が予想され、ハガキを忘れると受付に時間がかかり、場合によっては注射の順番が遅くなる可能性があります。
 - ②鑑札と注射済票は、必ず犬の首輪につけておいてください。
 - ③飼い犬の所有状況に変動(犬の死亡や飼い主の変更など)があった場合は、必ず役場に届け出てください。役場住民生活課に書類が用意されていますので届け出をお願いします。
 - ④散歩の時の糞の始末は責任を持って行ってください。また、首輪や鎖が切れてしまい迷い犬として保護する犬が増えています。首輪と鎖は丈夫なものを使用し、切れたりしないように飼い主の責任で管理してください。
 - ⑤飼育することが困難(人に噛みつく、頭数が増えすぎたなど)になった犬は、動物愛護センターへ連絡してください。
※どのような理由でも、愛護動物を遺棄した場合には法律により100万円以下の罰則の対象となります。
※動物愛護センター(☎25-8852)へのお問い合わせ(平日 午前8時30分~午後5時15分)
- ▶お問い合わせは、住民生活課(☎54-2211 内線134)へ

安心・安全な消費生活にむけて

消費者行政の取り組みについて

近年、消費者を取りまくトラブルは、情報化社会の発展に伴い巧妙かつ複雑化し、若者から高齢者まで幅広い年齢層において増加しています。

村では、安心・安全な消費生活の実現を図るため、平成24年度から渋川市・吉岡町・榛東村の三市町村で、渋川市内に消費生活センターを設置しています。また、消費者被害防止啓発広報綴りの作成や、啓発講演会等を実施し、消費者被害の未然防止、啓発活動を行っています。

今後も、村民の皆さまが安心・安全な消費生活を送ることができるよう、さらなる消費者行政の推進に取り組んでまいります。

榛東村長 真 塩 卓

国民健康保険 加入・脱退の届け出は14日以内に

○国民健康保険制度について

日本では、誰もが安心して医療機関などで受診ができるように、すべての人がいずれかの医療保険に加入することになっています。国民健康保険は、職場の健康保険(社会保険、健康保険組合、共済組合など)や後期高齢者医療制度に加入している方、生活保護を受けている方または3ヶ月未満の在留期間等の外国籍の方を除き、すべての方が加入することになります。

○こんなときは14日以内に必ず届け出を

職場の健康保険に加入したときや脱退したとき、または住所、氏名、世帯主変更をしたときなど、下の表に該当する変更があった場合は、変更のあった日から14日以内に必ず健康保険課まで届け出をしてください。なお、職場を入退職した方の国民健康保険の加入または脱退について、職場などから健康保険課に届け出はありません。必ず世帯主またはご自身による届け出をしてください。また、世帯が異なる方が手続きする場合は、委任状と代理人の本人確認書類が必要となります。

	こんなとき	届け出に必要なもの
国民健康保険の加入	他の市区町村から転入したとき	印かん、転出証明書、福祉医療費受給資格者証交付状況証明書(該当者のみ)
	職場の健康保険を離脱したとき、またはその扶養家族でなくなったとき	印かん、社会保険離脱証明書、福祉医療費受給資格者証(該当者のみ)
	子どもが生まれたとき	印かん、母子健康手帳
	生活保護を受けなくなったとき	印かん、保護廃止決定通知書
	3ヶ月以上の在留期間のある外国人	印かん、パスポート、外国人登録証明書または在留カード
国民健康保険の脱退	他の市区町村に転出するとき	印かん、世帯全員の国保被保険者証、福祉医療費受給資格者証(該当者のみ)
	職場の健康保険に加入したとき、またはその扶養家族になったとき	印かん、国保被保険者証、職場の健康保険証、福祉医療費受給資格者証(該当者のみ)
	死亡したとき	印かん、世帯全員の国保被保険者証、福祉医療費受給資格者証(該当者のみ)
	生活保護を受けるようになったとき	印かん、保護開始決定通知書、国保被保険者証、福祉医療費受給資格者証(該当者のみ)
	在留期間が満了した外国人	印かん、国保被保険者証、外国人登録証明書または在留カード、福祉医療費受給資格者証(該当者のみ)
その他	住所・氏名・世帯主が変わったとき	印かん、世帯全員の国保被保険者証、福祉医療費受給資格者証(該当者のみ)
	被保険者証を紛失・破損したとき	印かん、破損した国保被保険者証
	修学のため他の市区町村に転出したとき	印かん、国保被保険者証、在学証明書

※上記の届け出には、マイナンバーカード(または通知カードと顔写真付きの身分証明書)が必要になります。また、年金手帳が必要になる場合がありますので、あわせて持参してください。

○国民健康保険の加入または脱退の届け出が遅れると

国民健康保険の加入の届け出が遅れた場合、被保険者証がないため、その間に医療機関などで受診するときの医療費が全額自己負担になります。また、国民健康保険の資格を取得したときまで最長3年さかのぼって課税した国民健康保険税を、一括で納めなければなりません。

国民健康保険の脱退の届け出が遅れ、国民健康保険の資格がなくなったあとに国民健康保険を使って医療機関などで受診した場合、国民健康保険が負担した医療費を返還していただくことになります。また、脱退の届け出がないと、職場の健康保険の保険料などを納めている場合でも、国民健康保険税の請求や徴収が続きます。

▶お問い合わせは、健康保険課(☎54-2211 内線142)へ

健康保険課からのお知らせです

福祉医療費受給資格者証の届け出もお忘れなく

○こんなときは必ず届け出を

福祉医療費受給資格者証をお持ちの方で、健康保険証の変更、住所または氏名の変更、受給資格者の村外転出などがあったときは、受給資格者証の変更または喪失などの手続きが必要になります。次の表に該当する変更などがあった場合は、必要なものを持参のうえ健康保険課まで必ず届け出をしてください。



○福祉医療費受給資格者証の裏面をお読みください

有効期限が切れた受給資格者証や資格喪失した受給資格者証は使用することができませんので、必ず健康保険課まで返却してください。また、福祉医療費受給資格者証の使用上の注意は、受給資格者証の裏面に記載がありますので、必ずお読みください。

	こんなとき	届け出に必要なもの
資格変更	加入している健康保険が変わったとき	福祉医療費受給資格者証、印かん、健康保険証
	村内で住所が変わったとき	
	氏名または世帯主が変わったとき	
資格喪失	村外へ転出するとき	福祉医療費受給資格者証、印かん、健康保険証(榛東村国保・後期高齢者医療制度の方)
	死亡したとき	福祉医療費受給資格者証、印かん、健康保険証(榛東村国保・後期高齢者医療制度の方)、保護開始決定通知書
	生活保護を受けるようになったとき	
その他	福祉医療費受給資格者証を紛失・破損したとき	印かん、運転免許証などの身分証明書、福祉医療費受給資格者証(破損のとき)
	交通事故のケガで医療機関を受診し、福祉医療費受給資格者証を使用したとき	福祉医療費受給資格者証、印かん、健康保険証、交通事故証明書等

▶お問い合わせは、健康保険課(☎54-2211 内線145)へ

健康保険課からのお知らせです

平成29年度の後期高齢者医療保険料の軽減措置が決まりました

○平成28年度の保険料の軽減措置は次のとおりでした。

軽減内容	軽減該当条件 (均等割額の軽減は、同一世帯の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額で判定します。)
均等割額9割軽減	「基礎控除額33万円以下の世帯で、かつ、当該世帯の被保険者全員の各種所得が0円」の世帯(ただし、公的年金等控除額は80万円として計算する。)
均等割額8.5割軽減	「基礎控除額33万円」以下の世帯
均等割額5割軽減	「基礎控除額33万円+ 26万5千円 ×同一世帯の被保険者数」以下の世帯
均等割額2割軽減	「基礎控除額33万円+ 48万円 ×同一世帯の被保険者数」以下の世帯
所得割額5割軽減	「被保険者本人の総所得金額等の合計額-基礎控除額33万円」が、58万円以下のとき
被扶養者軽減 (所得割額は賦課せず均等割額9割軽減)	後期高齢者医療の被保険者資格を得た日の前日まで、被用者保険(国保、国保組合は除く。)の被扶養者であった方

▼ : 変更箇所

○平成29年度から、均等割額5割軽減と均等割額2割軽減の“軽減該当条件”が変わりました。また、所得割額の軽減と被扶養者軽減の“軽減割合”が変わりました。

なお、均等割額9割軽減と均等割額8.5割軽減に変更はありません。

均等割額5割軽減	「基礎控除額33万円+ 27万円 ×同一世帯の被保険者数」以下の世帯
均等割額2割軽減	「基礎控除額33万円+ 49万円 ×同一世帯の被保険者数」以下の世帯
所得割額2割軽減	「被保険者本人の総所得金額等の合計額-基礎控除額33万円」が、58万円以下のとき
被扶養者軽減(※) (所得割額は賦課せず均等割額7割軽減)	後期高齢者医療の被保険者資格を得た日の前日まで、被用者保険(国保、国保組合は除く。)の被扶養者であった方

※被扶養者軽減に該当する方で、均等割額の軽減にも該当する場合は、軽減割合が大きい方の軽減が適用されます。

▶お問い合わせは、健康保険課(☎54-2211 内線145)へ

中央公民館図書室の新刊情報

図書室に入った新刊図書をご紹介します。多くの方々のご来館をお待ちしています。

書名	著者名	書名	著者名
《一般向け》		神様って何様	
雪煙チェイス	東野 圭吾	上野國いしぶみと文學碑	石井 忠二
蜜蜂と遠雷	恩田 陸	歴史REAL おんな城主 井伊直虎の生涯	小池 未廣
あずかりやさん 桐島くんの青春	大山 淳子	《子ども向け》	
落陽	朝井 まかて	ノラネコぐんだん そらをとぶ	工藤 ノリコ
震える牛	相場 英雄	どーした どーした	天童 荒太
何様	朝井 リョウ	なきむしこそう	今村 葦子
恋のゴンドラ	東野 圭吾	どんぐりむらのだいくさん	なかや みわ
氷の轍	桜木 紫乃	のりものおばけずかん	斉藤 洋
三鬼 三島屋変調百物語 四之続	宮部 みゆき	おじいちゃんのおじいちゃん	長谷川 義史
呉越春秋 湖底の城 七巻	宮城谷 昌光	おじいちゃんのおじいちゃん	
城主になった女 井伊直虎	梓澤 要	ふかいあな	キャンデス・フレミング
九十歳。何がめでたい	佐藤 愛子	日曜日の小さな大ぼうけん	愛川 美也
沖方丁のこち留	沖方 丁	ちかしのなかで	横須賀 香
又メロ・ゼロ	ウンベルト・エーコ	なでなで ももんちゃん	とよた かずひこ
罪のあとさき	畑野 智美	わにわにのおふる	小風 さち
i (アイ)	西 加奈子	すなばば	鈴木 のりたけ
慈雨	柚月 裕子	おにはうち!	中川 ひろたか
夜行	森見 登美彦	ふくはうち	中川 ひろたか
料理通異聞	松井 今朝子	気持ちの本	森田 ゆり

▶新刊図書に関するお問い合わせは、中央公民館(☎54-2573)へ

○居住地返却サービスが開始します

4月から県立図書館の「居住地返却サービス」が受けられるようになります。居住地返却サービスとは、榛東村在住の方であれば県立図書館で借りた資料を榛東村中央公民館の窓口へ返却できるサービスです。(ただし、直接返却を指定された資料・相互貸借資料は除きます。)ご希望の方は、貸出の際に県立図書館のカウンターにお申し出のうえ、居住地返却袋をお受け取りください。

▶お問い合わせは、群馬県立図書館(☎027-231-3008)へ

受講生募集のお知らせ

平成29年度盲ろう者向け通訳・介助員養成講習会

■内 容…盲ろう者を知り、通訳・介助員としての基礎知識を学びます。盲ろう者に合わせたコミュニケーション方法(手話・点字・パソコン通訳・手書き・音声など)・移動介助方法等を実践しながら学びます。

■参加資格…全日程参加でき、終了後、登録をして熱意をもって活動できる人

■申し込み…応募動機を200字以内で、ハガキまたは用紙に書いて郵送してください。

様式は問わず(氏名、住所、障害の有無、連絡先を必ず明記する事。)

■受講料…無料

■別途個人負担…テキスト代1,728円、移動介助テキスト代500円

■受付期間…5月1日(月)から5月31日(水)必着

■事前説明会…受講決定者に通知します。

■主 催…群馬県・前橋市・高崎市

■委託先…特定非営利活動法人 群馬盲ろう者つるの会

■会 場…群馬県社会福祉総合センター内 前橋市新前橋町13-12

■日 程…下記日程表のとおり 11日間

回数	開催日	会場	時間	備考
第1回	7月9日(日)	701会議室	9:30~16:30	(開講式を含む) 群馬県社会福祉 総合センター内
第2回	7月23日(日)	701会議室	9:30~16:30	
第3回	7月29日(土)	B01会議室(地下)	9:30~16:30	
第4回	8月27日(日)	701会議室	9:30~16:30	
第5回	9月2日(土)	202会議室	9:30~16:30	
第6回	9月10日(日)	701会議室	9:30~16:30	
第7回	9月24日(日)	701会議室	10:00~15:00	
第8回	10月7日(土)	B01会議室(地下)	10:00~15:00	
第9回	10月15日(日)	203会議室AB	10:00~15:00	
第10回	11月1日(水)	701会議室	10:00~15:00	
第11回	11月18日(土)	B01会議室(地下)	9:30~16:30	(開講式を含む)

▶お問い合わせは、群馬県盲ろう者向け通訳・介助員派遣事務所
(〒373-0853 太田市浜町66-47 ☎0276-30-3210 FAX 0276-47-9550)へ